

## 市民の企画提案による協働のまちづくり事業 評価要領

### 1 目的

この要領は、市民の企画提案による協働のまちづくり事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）に基づき、旭川市市民協働推進会議（以下「推進会議」という。）が行う事業評価等について必要な事項を定めるものとする。

### 2 事業評価の基準等

評価項目、評価方法等は次のとおりとする。

#### （1）評価項目及び評価内容（各区分共通）

| 評価項目  | 評価内容   |
|-------|--|
| 事業の成果 | 事業目的が達成され、市民（受益者・参加者等）の満足を得ることができたと認められるか。     |
|       | 事業内容、実施方法は妥当で、計画に基づき実施されたと認められるか。              |
|       | 事業の収支は適切であり、費用に見合った効果があったと認められるか。              |
|       | 協働事業として又は団体の自主的な活動による今後の発展や、他の取組への波及効果が期待できるか。 |
| 協働の効果 | 団体と市の役割分担が妥当で、それぞれが役割を果たせたと認められるか。             |
|       | 協働により、単独で実施するよりも事業効果が高まったと認められるか。              |

#### （2）評価方法

次の基準により、推進会議委員が評価項目ごとに5段階評価を行い、評価項目ごとの平均値を事業評価とする。

また、推進会議は、評価に各事業に対する意見等を付すことができるものとする。

| 点数 | 5点      | 4点    | 3点 | 2点        | 1点     |
|----|---------|-------|----|-----------|--------|
| 評価 | 高く評価できる | 評価できる | 普通 | あまり評価できない | 評価できない |